

令和7年11月25日

利用団体各位

コンパスグループジャパン株式会社
店長 北里武司

国立江田島青少年交流の家
所長 片山貞実

レストランに注文した食事のキャンセル料の取り扱いについて

平素より弊所の事業・運営にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

昨今のレストラン運営を取り巻く状況は食材費の高騰にとどまらず、人件費のほか、光熱水費、配達費等の物価上昇が世界規模で起こっており、大変厳しい環境が続いております。

このような中、令和7年10月以降は、国立青少年教育振興機構の28教育施設のレストランの契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心なレストラン環境の両立を図ってまいります。

この度、28教育施設のレストラン契約の一本化に伴い、レストランに注文した食事（食堂食、野外炊事用食材、弁当及び飲み物等）のキャンセル料の取り扱いを変更します。

つきましては、令和7年10月以降のキャンセル料の取り扱いについては、下記の通り全施設統一の基準をしますので、内容をご確認いただき、ご理解ご協力くださるようお願いいたします。

ご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたします。

記

1 運用開始 令和7年10月1日

2 レストランに注文した食事等のキャンセル料の取り扱い

(1) レストラン及び野外炊事用食材

- ① 入所日の「3日前の15時」から「2日前の15時まで」のキャンセル・数量変更 50%
- ② 入所日の「2日前の15時」から当日までのキャンセル・数量変更 100%

(2) 弁当及び飲み物・軽食

入所日の「7日前15時」から当日までのキャンセル・数量変更 100%

(3) 特別食及びオードブル

入所日の「7日前15時」から「前日15時」までのキャンセル・数量変更 30%

入所日の「前日15時」から当日までのキャンセル・数量変更 100%

(留意事項)

- 前項（1）の数量変更は各食あたり 20 食以上の数量の減が料金徴収の対象となります。
また、（2）（3）の数量変更は各食当たり 1 食の数量の減から料金徴収の対象となります。
- 上記のキャンセル期限を過ぎてからの、日程の変更及び短縮についても、キャンセル料の徴収の対象となります。
- 天災等利用者に責任のない不可抗力によるキャンセルは、キャンセル料の対象外とします。
- 当日の急な欠席等についてはガイドブックの期限時刻に基づいてキャンセル料金を徴収いたします。

以上